

## 尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、資源物回収業者又は資源物回収業者と連携する者が行う資源物回収拠点の設置を促進するため、その設置費用の一部を補助することにより、紙資源を排出する者が分別に取り組みやすい環境を創出し、焼却されるごみの減量化及び紙の資源化を推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「資源物回収拠点」とは、紙資源を回収するボックスを設置する場所をいう。
- (2) 「資源物回収ボックス」は、紙資源を回収するために設けられたものであって、回収した紙資源が飛散及び流出しない構造を有するものをいう。
- (3) 「紙資源」とは、新聞紙、段ボール、雑誌、チラシ、雑がみであって、再生利用できるものをいう。
- (4) 「雑がみ」とは、新聞、段ボール、雑誌、チラシ以外のものであって、再生利用できるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 資源物回収ボックスを設置する場所の使用権原を有するものであること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が次の各号をすべて満たす資源物回収拠点を新たに設置する事業とする。

- (1) 資源物回収拠点は原則週5日以上利用できる状態であること。
- (2) 設置場所が尼崎市内であって、不特定多数の者が利用できること。
- (3) 資源物回収拠点には、次の表示をすること。
  - ア 紙資源の回収をしていること。
  - イ 回収する紙資源の種類
- (4) 周辺環境に支障を来たすことがないように維持管理すること。
- (5) 防火、防犯等の対策が図られていること。

(6) 回収した紙資源は資源化すること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の事業にかかる経費（消費税及び地方消費税は除く。）であって、次の各号に定めるものとする。

- (1) 資源物回収ボックスの購入又は設置に要する費用
- (2) 消火設備の購入又は設置に要する費用
- (3) 不法投棄や放火等を防ぐために必要な防犯設備の購入又は設置に要する費用
- (4) 前条第4号に規定する必要事項を表示した掲示物の購入又は設置に要する費用

(補助金の額及び補助率並びに補助限度額)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、前条の補助対象経費の総額の2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、1箇所につき60万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添えて、補助対象事業を行う1か月前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設置予定場所の使用権原を証する書類の写し
- (3) 支出計画書
- (4) 資源物回収ボックス及びこれに付随する設備の設置に要する費用の内訳がわかる見積書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 市税の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、申請者に交付の決定を通知するものとする。

2 市長は、内容を審査し、内容が不適当であると認めるときは、申請者に不交付の決定を通知するものとする。

3 前項の補助金の交付決定は、交付申請書を受理した順に、予算の範囲内で行うものとする。ただし、補助申請額の総額が予算の範囲を超えた日に複数の補助申請書を受理した場合は抽選を行い、交付対象とする申請者を決定し、交付決定を行うものとする。

4 市長は、交付決定について、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(事業の変更)

第9条 補助対象者が、前条第1項の規定に基づく交付の決定を受けた後に、第7条の規定に基づき申請した内容に変更があったときは、尼崎市資源物回収拠点設置補助事業変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止等)

第10条 補助対象者は、第7条の規定に基づき提出した事業計画を中止または廃止しようとするときは、速やかに尼崎市資源物回収拠点設置補助事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(設置完了報告)

第11条 申請者は、資源物回収ボックスの設置が完了したときは、完了してから1か月以内または設置年度の2月末日のいずれか早い日までに尼崎市資源物回収拠点設置完了報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 資源物回収拠点の写真
- (2) 支出計算書
- (3) 資源物回収ボックス及びこれに付随する設備の設置に要した費用の支払い書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定に基づく報告を受けたときは、内容を審査の上、補助金額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた申請者は、速やかに尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第14条 市長は、前条に規定する補助金の請求があったときは、内容を精査し、交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の一部ま

たは全部を取り消すことができる。

- (1) 特別な事由がなく、着手しないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

#### (補助金の返還)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。
- (2) 本補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 申請者が第3条第3号の規定に反することが判明したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本補助金の交付が不相当と市長が認めたとき。

#### (財産処分の制限)

第17条 補助対象者は、当該補助事業により取得した資源物回収ボックス及びそれに付随する設備について、補助対象事業の目的に反して使用し、移譲し、交換し、貸付し、または担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の貸与年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

#### (回収実績の報告)

第18条 補助対象者は、補助対象事業の開始日が属する年度から3年間、資源物回収ボックスで回収した実績量を尼崎市資源物回収拠点回収実績報告書（様式第6号）により翌年の6月30日までに市長に届け出なければならない。

#### (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和6年4月22日に施行するものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付申請書

年 月 日

尼崎市長 あて

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付要綱第 7 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額		円
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙 1） <input type="checkbox"/> 設置予定場所の使用権原を証する書類の写し (1) 土地登記簿謄本 (2) 自社所有でない場合は賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 支出計画書（別紙 2） <input type="checkbox"/> 資源物回収ボックス及びこれに付随する設備の設置に 要する費用の内訳がわかる見積書の写し <input type="checkbox"/> 誓約書（別紙 3） <input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの	
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	



(別紙2)

支出計画書

項目	金額 (税抜)	摘要
合計 ア		
補助上限額 イ	600,000円	
交付申請額 (1,000円未満切り捨て)		

※ ア又はイを比較し、低い方の額を交付申請額に記入すること。

(別紙3)

誓約書

年 月 日

尼崎市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

尼崎市資源物回収拠点設置補助金の交付申請にあたり、私は下記の事項について誓約します。

記

- 1 資源物回収拠点の所有権を有しています。  
(設置場所の所有者が申請者ではない場合)  
所有者から資源物回収拠点を設置することについて、承諾を得ています。
- 2 資源物回収拠点の設置にあたり、資源物回収ボックスは火災、防犯対策を図り、周辺環境に支障を来たすことがないように適切に維持管理します。
- 3 資源物回収拠点の利用について積極的に広報するとともに、市が広く周知することを承諾します。  
(設置場所の所有者が申請者ではない場合)  
所有者から資源物回収拠点を市が周知することについて、承諾を得ています。
- 4 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 5 補助事業により取得した資源物回収ボックス及びそれに付随する設備について、補助対象事業の目的に反した使用等に供しません。また最低3年以上は紙資源回収を継続します。

以 上



(様式第2号) (第9条関係)

尼崎市資源物回収拠点設置補助事業変更承認申請書

年 月 日

尼崎市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付尼資源第 号で補助金の交付決定を受けた資源物回収拠点設置補助事業の申請内容を下記のとおり変更したいので、尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更の内容	
変更の理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 (別紙1) <input type="checkbox"/> 設置予定場所の所有権を有することを証する書類の写し (1) 土地登記簿謄本 (2) 自社所有でない場合は賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 支出計画書 (別紙2) <input type="checkbox"/> 資源物回収ボックス及びこれに付随する設備の設置に要する費用の内訳がわかる見積書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの

(様式第3号) (第10条関係)

尼崎市資源物回収拠点設置補助事業 中止・廃止 承認申請書

年 月 日

尼崎市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付尼資源第 号で補助金の交付決定を受けた資源物回収拠点設置補助事業の申請内容を下記のとおり 中止・廃止 したいので、尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付要綱第10条の規定により、申請します。

中止・廃止の理由	
中止の期間	
備考	

※中止又は廃止の該当する方に○を入れてください。

(様式第4号) (第11条関係)

尼崎市資源物回収拠点設置完了報告書

年 月 日

尼崎市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付尼資源第 号で補助金の交付決定を受けた資源物回収拠点設置補助事業について、資源物回収拠点を設置しましたので、尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付決定を受けた額	円
支出合計額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 資源物回収拠点の写真 (別紙1) <input type="checkbox"/> 支出計算書 (別紙2) <input type="checkbox"/> 資源物回収ボックス及びこれに付随する設備の設置に要した費用の支払い書類の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの

(別紙1)

### 資源物回収拠点の写真

設置された資源物回収拠点の全体及び以下の項目がわかる写真を貼付してください。

- ・ 資源物回収ボックスの全体がわかるもの
- ・ 設置した防火設備がわかるもの
- ・ 設置した防犯設備がわかるもの
- ・ 資源物回収拠点に設置する表示がわかるもの

※ 写真が1枚に収まらない場合は、別紙1をコピーして貼付してください。

(別紙2)

支出計算書

項目	金額 (税抜)	摘要
合計 ア		
補助上限額 イ	600,000円	
交付申請額 (1,000円未満切り捨て)		

※ ア又はイを比較し、低い方の額を交付申請額に記入すること。

(様式第5号) (第13号関係)

尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付請求書

年 月 日

尼崎市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付尼資源第 号で補助金額の確定通知を受けた資源物回収拠点設置補助事業について、尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

1 補助金交付申請額等

設置場所の住所及び名称	
補助金交付決定額	円
補助金請求額	円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 組合・農協 ( )	支店名	本店・支店 出張所・( )
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ( )	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

※口座名義は、申請者と同一の名義であること。

